

始まります！ 申告相談

平成23年分の所得税と平成24年度分の市民税・県民税の申告相談が2月8日(水)から始まりまます。各自の地区指定日(Ⅲ、Ⅳページ記載)に正しく申告できるように、記載事項をよく読んで準備をしてください。

◆平成23年分 所得税の主な改正

《扶養控除等の改正》

- ①年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。(年少扶養親族とは16歳未満の扶養親族)
- ②16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除については、上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。(表1参照)

《震災関連寄附に係る寄附金控除及び税額控除の特例》

震災関連に關わる寄附金については、寄附金控除を受けられる場合があります。詳細については問い合わせください。

問合せ先 税務課市民国保税班
☎43・7505

◆住民税、所得税の申告が必要な方

平成24年1月1日現在、にかほ市に住所がある方、または住んで

いる方で次に該当する場合は住民税、所得税の申告が必要です。

- ①給与所得者(パート・アルバイトを含む)で、年末調整を済ませていない方
- ②2力以上から給与支払いを受けている方で主たる給与以外に20万を超える給与収入がある方
- ③給与収入が2,000万円を超えた方
- ④給与の性質を有する支払を受け、支払先から給与支払報告書が提出されていない方
- ⑤事業(自営業、農業、漁業、内職、検針等の受託)をしている方
- ⑥不動産収入(家賃、小作料、地代等)があった方
- ⑦土地や建物を売り、譲渡所得があった方
- ⑧年金のみの所得者で、控除額

(年金控除額+基礎控除額+その他社会保険料等の控除額)合計以上の年金額を受給されている方

⑨所得の有無にかかわらず次の方
・国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者(世帯全員の申告が必要となります)

・所得および課税等証明書が必要とする方(他市町村の人に扶養されている方、会社の健康保険に加入している被扶養者等)

◆申告相談時の注意点

- ・確定申告書はパソコンを使用して印刷されますので、税務署から確定申告書が送付された方はそのままお持ちください。
- ・事業所得のある方は収支をまとめた帳簿類を作成し、その帳簿の内容を確認できる領収書等も持参してください。収支をまとめていない場合は申告を受けないこともあります。
- ・会社を中途退職し、勤務期間中に給与から所得税が源泉徴収されていた方の場合、申告することにより還付金を受け取れることがあります。
- ・申告をしない場合は、国民健康保険税の軽減を受けられなかつ

◆相談に必要なもの

- 【共通事項】
- 申告書用紙(税務署から確定申告書を送付された方)
- 印かん(シヤチハタ等は不可)
- 通帳印(所得税の納付を新たに口座振替で希望する方)
- 預貯金通帳の口座番号(本人名義)

【所得の申告】

- (給与や公的年金の収入がある方)
- 源泉徴収票
- 源泉徴収票が交付されていない方は、その受給額のわかるもの(または支払者に源泉徴収票の交付を請求してください)

※本荘年金事務所(☎24・1111)に源泉徴収票の再発行を希望する方は、基礎年金番号・年金証書等を用意してください。請求者が本人以外の場合は、ほかに委任状・その方の免許証等も必要です。

【表1】

《年少扶養控除》	《16歳以上19歳未満扶養控除》
改正前控除額 38万円	改正前控除額 63万円
↓	↓
改正後控除額 控除無し	改正後控除額 38万円

(事業収入のある方)

- 収支内訳書
- 収支を確認できる帳簿類、領収書控、請求書控、事業用預貯金通帳、請負契約書等
- 農家の方は、秋田しんせい農協から送られる資料を参考に収支計算ノートを作成するとともに、申告相談時にもお持ちください。
- 農作業を委託(小作)している場合は領収書等
- 農業者戸別所得補償交付金等決定通知書
- 平成23年農林産物販売金額内訳書(JAより発行)
- 平成23年分農業所得の申告に係る各種証明書(JAより発行)
- 肉用牛の売却証明書(JAより発行)

※肉用牛の売却所得の免税の適用を受けるには、その方が農業も営んでいなければなりません。

(その他)

- 生命保険一時金(満期返戻金、死亡保険金等)、個人年金の支払調書等(払い込み保険料がかかるもの)
- 土地や建物等の譲渡にかかる売買契約書、譲渡費用のわかるもの、譲渡所得に対して特別控除があることがわかる証明書等

【住宅借入金等特別控除の申告】

住宅ローン控除を受ける方は、下記の「表2」の書類をお持ちください。

※住宅ローン控除は、所得の有無または所得税の有無に関わらず、該当者は確定申告をしてください。次年度以降の手続きが簡単になります。

【表2】 住宅借入金等特別控除 提出書類

●家屋に関するもの

No.	書類の名称	新築	中古	増改築等	特定増改築等
①	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	○	○
②	住民票の写し(平成24年発行のもの)	○	○	○	○
③	家屋の登記全部事項証明書	○	○	○	○
④	工事請負契約書(写)または建物の売買契約書(写)	○	○	○	○
⑤	【中古家屋が建築後20年(耐火建築物である家屋は25年)を超えている場合】 ・耐震基準適合証明書(その家屋の取得前2年以内にその証明のための家屋の調査が終了したもの) ・住宅性能評価書の写し(その家屋の取得前2年以内に評価されたもので、構造躯体の倒壊防止に係る耐震等級の評価が等級1、等級2または等級3であるもの)		○		
⑥	【増改築等の場合】 建築確認済証(写)、検査済証(写)もしくは検査機関や建築士等の増改築等工事証明書			○	○
⑦	【バリアフリー改修工事で下記の場合】 ・介護保険の被保険者証(写)…要介護認定または要支援認定を受けている場合(親族を含む) ・住民票(写)…65歳以上の親族と同居している場合(同居する親族について表示されているもの)				○
⑧	補助金等、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費を明らかにする書類(⑥の建築士等の増改築等工事証明書でも可)				○

※認定長期優良住宅の特例を受ける場合には、認定通知書も必要です。

●敷地に関するもの(敷地の購入に関する借入金がある場合のみ添付が必要となります。なお、敷地のみに関する借入金がある場合には、敷地の購入に関する借入金の年末残高証明書の添付も必要となります)

No.	書類の名称	家屋と敷地を一括で購入(中古を含む)	新築の日前2年以内に入	新築の日前に一定期間内の建築条件付きで購入	特定増改築等で土地を先行取得
⑨	敷地の登記全部事項証明書	○	○	○	○
⑩	売買契約書(写)または敷地の分譲に関する契約書(写)	○	○	○	○
⑪	家屋に抵当権が設定されていることがわかる書類(⑨でも可)		○		○
⑫	建築条件がわかる書類(⑩でも可)			○	
⑬	(中古の場合で債務の承継がある場合)債務の承継に関する契約書(写)	○			

介護にかかる税控除

～申告には認定書・証明書が必要です～

介護保険の要介護認定を受けている方で、一定の要件に該当する場合、証明により所得税や住民税の控除を受けられます。

■「障害者控除」

一般に身体障害者手帳等をお持ちの方は所得税の確定申告等の際「障害者控除」や「特別障害者控除」を受けることができます。同様に、介護保険の要介護認定を受けている方のうち、要介護2以上で、認知症や障害の程度が知的障害者、身体障害者に準ずると認められる場合には「障害者控除」「特別障害者控除」を受けることができます。この場合は、控除を受けるための認定書が必要ですので市役所窓口で交付申請をしてください。

※該当すると思われる方へ、順次個別に案内通知をします。必要な方は、確定申告相談前に申請し、交付を受けてください。

■「おむつ代の医療費控除」

介護保険の要介護認定を受けている方で、昨年の確定申告で「おむつ代」の医療費控除を受けた方は、介護保険による証明でおむつ代の医療費控除を受けられる場合があります。該当しない場合がありますので問い合せください。

申請先 子育て長寿支援課、金浦・象潟各市民SC
問合せ 子育て長寿支援課 長寿支援班
☎32-3042